

パブリックコメントにおける市民からの意見と対応・考え方

意見①	対応・考え方
8 市民の共助 訂正 2 市民は、前項の規定により相互に協力するため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 (理由) 自主防組織率は 100%以上であるので、「組織のある時は」という表現は必要ない。 追加 3 自主防災組織の基本単位として4～5軒を1単位としたキンリンを組織し、共助の活動を行うものとする。 (理由) 前回自治会長を引き受けた際、防災に関して大きな不安を持った。 自治会連合会で実施されている自主防災組織は、実際の震災時に機能するかということ。それは否であった。この組織は訓練のための組織に過ぎない。その理由として、震災直後に必要な消火班や情報班と避難後に必要な生活班が混在した組織となっている。震災直後に求められる組織と、避難場所に対応すべき組織とは異なるはずである。2つ目は毎年交代で組長が、それらの班長になっていること。そのため消火班長に順番で組長となった高齢の女性になる場合もある。そうでなくても現実問題として震災直後、消火班の組が 300～500m離れた他の組へ消火に駆け付けられるのだろうか。訓練ならば、それができるのだが。3つ目は毎年繰り返される避難訓練である。震災発生想定時刻後、近くの第1次避難所となっている広場又は公園に行く。その後まとまって学校へ避難する。参加するのは、その年の組長+αといったメンバー。公園までに通り返る家の中で何が起きているのか無関心。これでは初期消火に懸命になっている人の家や家具の下敷きになっている人の家は素通りされている。つまり他の家で何が起	自主防災組織の組織率は、「自治会・町内会の数」と「自主防災組織の数」の比較で算出しています。宅地開発などにより、新たに町内会や自治会が組織された場合など自主防災組織がない場合が想定され、また、自主防災組織は地域において自主的に組織されるものであるため、「組織のある時は」の表現を用いています。 なお、自主防災組織の設置を直接的に求める規定はありませんが、8－1で被災時における相互協力を市民の努力義務として定めています。 この条例では、災害に強く安心に暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めています。 その中で、「3 基本理念」として自助及び共助の重要性を説き、それぞれの自主的な活動を促すとともに、市に対しては、それらの活動を引き出すための情報提供や支援を求めています。 そのようなことから自主防災組織に関しては、資機材の準備や訓練の実施など最低限の規定にとどめているところですが、先進的な取組で効果が認められるものにつきましては、11－5の市による防災・減災に関する知識の普及啓発、自主防災組織の活動への支援などにより、全市的に周知が図られることを想定しています。 また、ご意見のような住民が主体となった新たな取組は、重要かつ有効であると認識しておりますので今後の防災・減災活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。

きているのか無関心で通り過ぎる訓練を何十年も積み重ねてきている。共助という視点からは自主防は欠陥を持つ組織と言わざるを得ない。 いのちを守る防災の組織とはいったいどのような組織にすればよいだろうか。これが会長を降りてからの不安であった。 今年度 2 度目の会長を引き受けることとなった。そこで、わが町から火災を出さない、死者を出さないために、かねてより考えていたキンリンという組織を作り避難訓練を実施した。キンリンは隣接する 4～5 軒の小グループである。訓練当日は予めキンリンで決めた家の近くの集合場所に消火器やバケツを持って集まった。それぞれの家の様子を報告しあい、安全を確認後 1 軒の家を目指して消火訓練を行った。その後、隣のキンリンと合流しながら組の集合場所へ、そこでキンリン同士の様子を報告しあい、2 つの組の集合場所へ行き、組同士の様子を報告。その後庁内全体の集合場所へ集まった。9 割以上の住民が参加できた。そこで町民に聞くと消火器を常備していない家が 7 割以上あることも判明した。すぐに小型の消火器を無料で全住民に配布した。 次回はキンリンの消火訓練に加え、組単位で駆けつける消火訓練を実施する予定だ。 キンリンの組織づくりが意外と簡単で驚いた。 組長が組内をいくつかのキンリンに分けた試案と、キンリンごとの集合場所及び組の集合場所を知らせておいてくれるだけでよいのだ。私の場合は会場の都合で 2 つの組ごと日替わりで会合を持ってこれらを決めた。会合時間はわずかに 30 分ぐらいであった。 キンリンの組織では、震災直後は全住民が消火隊であり救助隊であり情報隊なのだ。	
---	--

意見②	対応・考え方
自治体の防災・減災徹底に関する市条例制定の提案 多くの犠牲者と被害をもたらした東日本大震災より、5年になろうとしています。東海地震・東南海地震・南海地震がいよいよ迫る中、各自治体主導による防災・減災対策について、各家庭に徹底させる必要も切迫しております。下記要領により防災・減災対策を推進するよう提案します。 1. 目的 各自治体の自治会長の指示の下で、各組ごとに自治会員の防災・減災対策を話し合い、住民一体となって東海地震・東南海地震・南海地震の被害をより少なくする具体的行動をサポートする。 2. 各組で話し合う課題 (1) 各家庭における自主的対策 耐震対策、地震津波対策、家具転倒防止対策、非常用備品食糧・飲料水等備蓄・薬品等（1週間分）、避難場所、連絡 (2) 自治会員が相互に協力して進める防災対策について 食糧・飲料水等備蓄・薬品等（1週間分）、避難場所、救急治療方法・場所、防災用備品、連絡 3. 各組での話し合いの進め方 (1) 静岡市防災関係者により、自治会役員、組長に説明いただいた内容を、自治会長、役員が各組長に説明して、課題を話し合う。 (2) 各組に徹底させる方法を検討し実行する。 ①資料『わが家の地震対策』により、自助、近助、共助、公助の分担について話し合う。 ②自助努力の目標を時系列的に定める。(いつまでに何をするか) ③自助努力の内容を理解し、準備できることから実行する。 (3) 各組ごとに進捗状況を自主的にチェックする。 ①実行の進捗状況を各組独自にチェックする。 ②問題があれば、自治会の支援により解決を図る。 (4) 自治会全体で実行することをリストアップして実行案を作成する。 ①防災施設、装備の充実 ②緊急的な飲料水・食糧等の備蓄 4. その他の話し合い事項 (1) 緊急時の連絡網 (2) 避難、応急手当、処置 (3) 防災対策の要望事項 (4) その他、相談したい	この条例では、災害に強く安心に暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めています。 ご意見のような住民が主体となった新たな取組は重要かつ有効であると認識しており、その行動を促す発端となるべく条例策定を進めているところです。 また、自主防災組織の体制構築や活動は各組織の自主性が重要であることから条例案では最低限の規定にとどめていますが、ご意見のような取組を想定しつつ、条例案では「8 市民の共助」「9 事業者の共助」として自主防災組織への参加を、「10 自主防災組織」として平時からの被害想定や訓練の実施等を努力規定として定めています。 さらに、市においては自主防災組織による防災資機材整備への補助、防災リーダー育成、区単位での自主防災組織連絡会を開催する等自主防災組織への支援に取り組んでいるところですが、条例案においても「11 市の責務」として自主防災組織との協力や支援について規定しています。 なお、頂戴したご意見は、今後の防災・減災活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。

意見③	対応・考え方
要旨 自主防災組織に「防災士、ふじのくに防災士」の活用をお願い致します。 私は市役所と地区防災組織について市役所が防災、減災に努力しても、自主防災組織が確実に機能していない現状にあると思います、其れは自主防災組織の知識不足、運営の仕方の不手際にあると思います、次に例を示して説明させていただきます。 黄色の紙の別紙(〇〇学区自主防災会発行 避難所生活マニュアル その壱)には、「避難所は自宅が被災して住めなくなった人のための施設です!」とあります。被災して避難されてきた人とは「火事に遭った人、家が倒壊した人」です。此の方達は「着の身着のまま」避難されているのです。次に、避難生活必携品として、「食料、水、衣類、防寒具、携帯用トイレ、常備薬、ティッシュ、携帯ラジオ」を必ず持ってきてください、とあります。次に、支援が始まるまで自分の生活は自分で守れなくてはなりません、十分な準備をしてください、とあります。「焼き出されたり、倒壊して水、食料も出せない人」に対して避難所としての位置づけがなっていません。此の時は市民の「最後の砦」として避難所は設営されています、駒形小学校体育館に 200 人、校舎の 2、3 階に 310 人安倍川中学校体育館に 280 人の収容能力があり、「乾パン 5000 個、アルファ米 5000 個、毛布 750 枚が備蓄されています」と市役所も公表されています。しかし、市役所の公表数字と自主防災組織と数字が違っています。此れには市役所の危機管理課の職員さんも「困惑」していました。明らかに知識不足が露呈しています。結論、此の様な事が無い様にある一定の知識のある「防災士、ふじのくに防災士」の活用を提言いたします。防災士は活躍の場を求めています。しかも無報酬で働きます。活用いただければ、市役所の「避難所、備蓄」に対して公表されている事実を市民に伝え、避難所の運営に対しても「HAG」の経験を活かして、被災地の方々の経験談も活かして運営します。トリアージ、止血も消防署職員、救命救急の現場の医師から説明を受け、対処の仕方も教示頂いています。自主防災組織に防災士の活用を取り入れて下さい。 尚、私は川勝平太知事から「ふじのくに防災士」と認められています。	この条例では、災害に強く安心に暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めています。現在も数多くの自主防災組織が自主的な活動に取り組んでいるところですが、条例案では、その活動を後押しするとともに市民の皆さんと自主防災組織とをつなげるための規定も用意しています。 市におきましても、防災リーダーの育成に取り組んでいるところですが、ご意見の「防災士、ふじのくに防災士」の活用につきましては、市民や事業者が防災・減災への理解と関心を深めるうえで、有効であると認識しておりますので今後の防災・減災活動の参考となるよう備蓄品についてのご指摘とあわせ関係課へ申し伝えます。 また、先進的な取組で効果が認められるものにつきましては、11-5の市による防災・減災に関する知識の普及啓発、自主防災組織の活動への支援などにより、全市的に周知が図られることを想定しています。

意見④	対応・考え方
ご苦労様です。 疑問、意見を送ります。 条例案については賛成です。が、例えば 実行部隊員：耐震診断を受けてない人たちへ 耐震診断受けてください。 住民：耐震性がないことはわかっている。が、補助するお金がない このようなやり取りをしながら、解決策を見出していくには誰がするのかと思ったとき、この条例案にぬけているのは、実行部隊の組織をどう作り上げるかです。それで質問です。 1. この条例を実行する組織はどういうものでしょうか？ これがないと条例ができて全然進まないと思います。 市の職員が中心になるのか？としたらどこの部が受けるのか？ 市民の団体（実行部隊として新たに作る）が中心になるのか？ 市の職員＋市民の連合体が実行部隊となるのか？ 実行する組織をどうするかという議論はなかったのでしょうか？ なかったとしたら、どう組織づくりをするのですか？ あったとしたら、示さなかった理由はなんでしょうか？ 2. 議員さんたちの、私たちの任務は、条例案を作るところまで、実行部隊となる組織づくりは、別のところで・・・ というのでしたら、誰が動いて組織づくりをするのですか？ という疑問がでます。 条例案に組織作りを追加して提示してもらえないでしょうか？	この条例では、災害に強く安心して暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めています。条例を体现するためには、市民、事業者及び市が条例に掲げる基本理念や責務に応じた活動を行うことが重要です。 ご意見にある組織は重要な観点ですが、事案に応じた様々な組織が想定されるため、条例に規定する予定はございません。 なお、本市では、総務局危機管理総室が中心となり、静岡市災害対策本部を頂点に事案に応じた組織体制を構築し、様々な施策を講じているところであり、条例制定後もこの体制を維持していきます。 一方、市民レベル、地域レベルの組織として自主防災組織についての規定を設けており、市民の自主防災組織への参加をとおり、自主防災組織も構成員の自助を促していくことを想定しています。

意見⑤	対応・考え方
言葉の説明も 自助とは何ですか。具体例を上げて説明文を入れてください。共助、公助も同じ、これ（条件）を出した後、市民への定着をどうするのかものせてください。	前文に記載してありますとおり、自助とは市民及び事業者が自らの身を自らで守ること、共助とは地域の住民や事業者が互いに助け合い、守り合うこと、公助とは市、県、国等が行う情報提供や支援などをいいます。 また、「4 地域防災計画」に規定する計画の実施、「10 自主防災組織」に規定する自主防災組織の活動、「11 市の責務」に規定する市による防災・減災対策の立案や普及・啓発等により市民の皆さんの間に条例が定着していくものと考えています。

意見⑥	対応・考え方
「前文」最後の２行に「この条例制定に至る現状や経緯・背景」及び「実現を目指す街の姿」を追加 ＜前文＞の最終２行を下記に変える。 「本条例は、阪神大震災や東日本大震災の教訓を活かしたものです。その教訓は、平成 26 年 4 月に施行された災害対策基本法（以下「法」とします）で創設された「地区防災計画」の制度として活かされています。 この制度を静岡市全市民に行きわたらせることによって防災力を高め、災害による犠牲者ゼロを目指します。この目標を実現するために、静岡市の定める「静岡市地域防災計画」に加えて、同法によって創設された「地区防災計画」を静岡市の全自主防災会がコミュニティ単位で自主的に策定します。この計画を日常の防災活動の中で実践することによって、いつ起こるかわからない災害から「いのちを守る防災・減災」を実現し、最終的には「犠牲者ゼロ」の目標を達成することを願いますこの条例を策定します。」 ＜意見の理由＞ 自助・共助の重要性を謳った「地区防災計画」制度は、平成 26 年 4 月に施行された改正災害対策基本法によって創設されたものである。その目的は、静岡市が策定した「静岡市地域防災計画」の中に同計画が規定されることによって、コミュニティ単位の地区の「共助」の防災力は強化・向上し、従来の「公助」中心の防災活動が大きく補完されることにある。「共助」と共にその前提基盤として「自助」の強化も地区防災計画及び地域防災計画に組み込まれる。 換言すれば、阪神大震災や東日本大震災で学び取った教訓を取り入れ、「公助の限界」を補い「自助」「共助」によってかけがえない「いのちを守る」、すなわち「災害による犠牲者をゼロにする」ことを目標にするものである。 本条例制定の経緯は、上記の趣旨を踏まえて地区防災計画策定（「共助」の計画）と日常防災活動（「自助」の活動）の普及推進を図ろうとするものである。すでに、掛川市では、全世帯に「掛川市防災ガイドブック」が配布され、冒頭の表紙に「掛川市は、静岡県第 4 次の死亡者 800 人をゼロにするため、市民、企業と協働で防災対策に取り組んでいきます。」と明記している。さらに、今年度、地区防災計画策定のモデル地区によって「〇〇地区防災計画」が出来上がり、具体的活動も始まっている。来年度には掛川市全地区の「地域防災計画」策定が予定されている。しかし静岡市市民意識調査による現状では、条例検討基礎資料の「3.	条例制定に至る現状や経緯・背景及び実現を目指す街の姿は条例骨子（案）前文のとおりです。 この条例は、市民の皆さんに自助、共助の重要性をご認識いただき、それぞれの自主的な活動を引き出すことを目指しています。また、自主防災組織を地域における共助の担い手として規定しているところですが、意見①でご懸念いただいたようなものもあるように、その取組は地域ごとに大きな隔たりがあります。 そのようなことから、自主防災組織に関しては、資機材の準備や訓練の実施などの最低限の規定にとどめているところです。一方、市に対しては、自主防災組織等の活発な活動を促すよう、情報提供や支援等を求めています。 地区防災計画の策定につきましては、条例案「10 自主防災組織」の規定に基づいた具体の取組の一つとして取り組まれるものと認識していますが、前述した考え方に従い、条例で定めることはせず、11－5 の市による防災・減災に関する知識の普及啓発、自主防災組織の活動への支援などにより全市的に周知が図られることを想定しています。 なお、ご提案の地区防災計画を含め住民が主体となった新たな取組は、重要かつ有効であると認識しておりますので今後の防災・減災活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。

行動に移らない自助意識」に示す通り、資金のかかるハード面での防災対策の推進は難しいことが窺え、この面からの対策に限界が見える。また、同資料「４．共助に取り組む多くの市民」では、自主防災組織は、各自治会、町内会に 100%の組織率が示されているが、実際の住民の防災活動への参加者数から判断するといざという時の実践力に懸念を感じる。犠牲者ゼロに向けて実効性のある対策を実践していくためには、そのための「地区防災計画」の策定と、それを具体的な日常防災活動にまでブレークダウンした実行計画と訓練が必要である。それらによって地区ごとの特性に合わせた自助・共助への取り組みが強化され、災害時の「公助の限界」が補完される。「この条例制定に至る現状や経緯・背景」及び「実現を目指す街の姿」を明記した前文にするため、最終 2 行を上記のとおりに変更することを提案する「前文」の追加に併せて、条例の第 1～4 章までの関連事項に追加・変更を加える。	
< 2. 定義>に（４）を追加 （４）「地区防災計画」とは、法第 42 条第 3 号及び 42 条の 2 に規定する「地区防災計画」をいいます。 <意見の理由> 「地区防災計画」の定義に関する準拠法を記載する。	地区防災計画に対する考え方は前述のとおりです。
< 3. 基本理念>に（２）を変更・追加する （２）自主防災組織等の地域コミュニティは近隣市民の自助を支え、市民及び事業者が地域において互いに助け合うという共助の理念 <意見の理由> 「共助」の主語となる「自主防災組織等の地域コミュニティ」を明記する。	様々な場面における「共助」も想定されるため、「３ 基本理念」では地域コミュニティに限定しない表現を用いています。 なお、「10 自主防災組織」で自主防災組織は地域における共助を担う基本的な組織であることを規定しています。
< 3. 基本理念>に（３）を変更・追加する （３）静岡市は、市民の自助及び地域コミュニティの共助を支え、行政が市民及び事業者の安全を確保するという公助の理念（ただし、大災害においては、公助には限界があるので、自助・共助が優先される） <意見の理由> 東日本大震災で露呈された「公助の限界」を明記し、従来の「公助」に頼り「公助」が優先の防災の考え方を変える必要がある。「公助」は「自助」「共助」を支えるものであって、優先されることではない。自助・共助・公助の優先順位を明記する。	意見の理由としてご指摘いただいたとおりであり、条例（案）では自助を防災・減災の基礎、共助は自助を支えるもの、公助は自助及び共助を支えるものとして定めています。

< 5. 市民の自助>に（８）を追加。 （８）市民は、自主防災組織や地域コミュニティの防災組織に積極的に参加して、平時における「地区防災計画」に沿った防災活動に参加するとともに、災害の際には、最優先に自己及び家族の安全を確保したのち、地区防災計画に従い、自主防災組織やコミュニティの防災活動に参画します。 <意見の理由> 家族を含めた「自助」が最優先であり、それができて初めて「共助」に向かうことができる。「自助」ができない災害弱者と言われる市民（高齢者、障がい者、児童・幼児等）を「共助」するためには、自分の「自助」が最優先であることが前提であることを明記する。	地区防災計画に対する考え方は前述のとおりです。
< 6. 事業者の自助>に（７）を追加する （７）事業者は、災害で被災しても早期に復旧し事業を再開するための「事業継続計画（BCP）」（災害が発生した場合において優先されるべき事業の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいいます。以下同じ）を策定します。これにより、災害による被害を最小限に食い止め、中核ビジネスの早期復旧により操業を再開して従業員の雇用責任を果たすことができます。さらに、顧客に対してはサービス・製品・商品の供給責任を果たし、地域への貢献責任も果たすことができます。 <意見の理由> 事業者はBCPの策定を促し、災害時の企業の社会的責任を果たすことを明記します。これらの事業者の事業継続が地域経済を支えていることになり地域貢献につながることを明記しました。事業継続は雇用責任を果たすことにより、小規模企業にとっても立派な地域貢献であることを明記します。	ご指摘いただいた事業者の事業継続計画は早期復興のためにも重要なものであると認識しています。 しかしながら、この条例は、題名及び前文に示すとおり、災害から命を守ることに主眼をおいていることから修正は行いません。 なお、発災直後の市民の生命に影響を及ぼす可能性もあることから 11－4において、市に対しては業務継続計画の策定を求めているところです。
< 6. 事業者の自助>に（８）を追加する （８）自社に損害がない場合でも、サプライチェーンでつながる企業が被災して供給が止まる場合があります。これに対応するため、平時から、サプライチェーンの見直しや２重化等の対策を講じておかななくてはなりません。 <意見の理由> 東日本大震災の教訓から、サプライチェーンによる事業中断のリスクに、平時から対応することを明記します。	上記回答をご参照ください。

＜８．市民の共助＞に（３）追加する （３）市民は、居住地区の自主防災組織の策定した「地区防災計画」がある場合には、そのリーダーの指示のもとに、与えられた役割に関して積極的に責任を果たすよう努めなければなりません。災害時には自己及びその家族の「自助」を確認したのちに「共助」の責任を果たします。 ＜意見の理由＞ 地区防災計画には、与えられた役割があり、リーダーの元に組織的な行動が必要になる。その責任を果たすことが共助となる。「自助」は「共助」に優先することも明記する。	地区防災計画に対する考え方は前述のとおりです。
＜９．事業者の共助＞に（３）を追加する （３）事業者は、自社の従業員及びその家族の安否確認を行うとともに、被災従業員や近隣の市民に対しては、自社従業員が積極的に救援できるよう配慮するよう努めなければなりません。 ＜意見の理由＞ 事業者は、その人的パワーの大きさと、組織力によって、被災従業員およびその家族だけでなく、近隣の市民に対しても事業者全体で支援する共助の体制を作るよう配慮義務を明記した。	「９ 事業者の共助」として事業者に自主防災組織への協力を求めている、その規定を受けご提案の救援も含め、状況に応じた活動が行われることを想定しています。 その状況や協力内容等は様々なものが想定されるため、具体の活動を条文化する予定はございません。
＜１０．自主防災組織＞（１）に追加・変更 （１）自主防災組織は、地域における共助を担う基本的な組織として、その地域の住民、事業者との協働による防災・減災のための活動の実施に努めるものとします。それを実行するために、コミュニティ単位の市民及びそこに所在する事業所が主体となって、地区の特性に適した「地区防災計画」を策定し、それに基づいて下記に示す事項等を平時の活動において実践します。これによって災害時の防災力を高め減災により「災害による犠牲者ゼロ」の目標を達成します。 ＜意見の理由＞ この条例の最も重要な「共助」の部分である。自主防災組織のコミュニティ単位での協働による防災・減災のための活動の具体的方法や目標を明記する。	地区防災計画に対する考え方は前述のとおりです。
＜１１．市の責務＞（１）を追加・変更します （１）市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため総合的な防災・減災対策を定期的に見直すとともに、新しい対策を立案し「静岡市地域防災計画」として公表し、それに基づく防災対策を実行する責務を有します。 ＜意見の理由＞ 「地域防災計画」と「地区防災計画」の違いを明記する	静岡市地域防災計画については、「４ 静岡市地域防災計画におけるこの条例の尊重」により、本条例との関係を明確に規定します。 なお、地区防災計画に関する考え方は前述のとおりです。
＜１１．市の責務＞（５）に追加・変更 （５）市は、自主防災組織等の活動の指針となる「地区防災計画」	地区防災計画に対する考え方は前述の

の策定を支援しなければなりません。そのために、市民及び事業者が防災・減災への理解と関心を深め、自発的な活動につなげることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発を行うとともに、そのリーダーを養成するための機会を提供し、市民、事業者及び自主防災組織の活動への支援に努めなければなりません。さらに、市内の自主防災組織の「地区防災計画」の策定状況を、定期的に議会に報告し普及の推進を図らなければなりません。 <意見の理由> 市が自主防災協定の支援をする役割を明確にするとともに、リーダー養成等の人材育成の責務を明記する。さらに、地区防災計画策定支援の状況を議会に報告する責務を追加した。	とおりです。
<11. 市の組織>（7）として追加する （7）市は、以下の2つの方法により、市の策定する「静岡市地域防災計画」に「地区防災計画」を規定することができます。 ①静岡市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として静岡市地域防災計画に規定する場合（災害対策基本法第42条第3項）。 ②地域コミュニティの地区居住者が、地区防災計画の素案を作成して、静岡市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて静岡市防災会議が、静岡市地域防災計画に地区防災計画を定める場合（同法第42条の2） <意見の理由> 災害対策基本法に規定された「地域防災計画」と「地区防災計画」との規定に関する条文を市の責務として明記した。	地区防災計画に対する考え方は前述のとおりです。
<12. 議会の責務>（3）に追加する （3）議会は、市から定期的に報告を受ける「地区防災計画」の普及状況と日常の防災活動の実態を把握するとともに、防災・減災に関する調査及び研究を継続して行い、市民及び事業者にとって必要な施策の検討に努め、必要に応じ、市の執行機関に対して提言を行うものとします。 <意見の理由> 議会は、静岡市の責務である地区防災計画策定支援と地域コミュニティの防災活動の実態の報告を受けて、市に対して新たな施策の提言を行うことを明記した。	地区防災計画に対する考え方は前述のとおりです。
<13. 職員の責務>（1）に追記・変更 （1）職員は、平時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、その居住する地域における防災・減災に関する活動に積極的に参加するとともに、地区防災計画の策定を支援するものとする。策定の支援にあたっては、早い段階で専門家の	地区防災計画に対する考え方は前述のとおりです。

協力を求め、解説・アドバイスを求めることが有効です。 ＜意見の理由＞ 職員も地域の住民であるから、平時の時には、積極的に自主防災組織等のコミュニティ防災組織に参画し「地区防災計画」の策定支援や運用を支援する。専門家への橋渡し役も責務の一つであることを明記した。専門家の協力に関しては、「地区防災対策ガイドライン」（内閣府）の 12 ページ「はじめに 3 専門家のアドバイスの重要性」に書かれていることである。地区防災計画に関する行政関係者、学識経験者が限られている中で、BCP の策定等を支援している企業防災の専門家は、静岡市にも多数活動している。	
---	--

意見⑦	対応・考え方
地区防災計画策定、実施支援に関わる人材育成の必要性 平成 26 年 4 月 1 日より地区防災計画が施行されました。この地区防災計画が市町村レベルの地域防災計画が連携することにより地区の防災力を向上させることを目的としています。当該条例案にはこの地区防災計画が入っていない為、「地区防災計画策定、実施による防災力向上」を加えて頂く様お願いします。地区防災計画立案には専門家の活用が必要であり、専門家派遣制度も検討願います。	地区防災計画の策定につきましては、条例案「10 自主防災組織」の規定に基づいた具体の取組の一つとして取り組まれるものと認識していますが、条例で定めることはせず、11－5 の市による防災・減災に関する知識の普及啓発、自主防災組織の活動への支援などにより全市的に周知が図られることを想定しています。 なお、ご提案の地区防災計画を含め住民が主体となった新たな取組は、重要かつ有効であると認識しておりますので今後の防災・減災活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。

意見⑧	対応・考え方
事業継続計画策定、実施による防災力向上 事業継続ガイドラインは平成 25 年 8 月第 3 版が発行され、災害時の事業継続、防災力向上を目的としています。当該条例案にはこの事業継続計画が入っていない為、「事業継続計画策定、実施による防災力向上」を加えて頂く様お願いします。事業継続計画策定、実施には専門家の指導が必要です。専門家派遣制度も検討願います。	ご指摘いただいた事業者の事業継続計画は早期復興のためにも重要なものであると認識しています。 しかしながら、この条例は、条例名及び前文に示すとおり、災害から命を守ることに主眼をおいていることから修正は行いません。 なお、発災直後の市民の生命に影響を及ぼす可能性もあることから市に対しては業務継続計画の策定を求めているところです。

意見⑨	対応・考え方
条例骨子（案）の第４章 公助、１１市の責務の１の条文に対する意見 今回の条例骨子（案）の第１章 総則 ３．基本理念にも記載されているとおり、防災・減災の実現には、自助を基礎として、共助による助け合い、公助による支えが連携することが基本理念となる旨の説明がある。 確かに添付資料にもあるとおり、公助の支えには限界があることは言うまでもない。災害発生時には自分の身は自分で守ること（自助）が基本であり、その行動を周囲の人々が助け合うこと（共助）をしなければ、危機的な状況を乗り越えることはできない。 しかし、条例において市民や事業者の責務を明確にし自助、共助に努めるとしても、そうした行動をとるためには、公助（行政）による支え（環境整備）がある程度整っていることが前提であると考え。 例えば自分ひとり、あるいは周囲の人と助け合いながら避難場所まで避難する際、その避難ルート（道路・橋梁等）の安全確保（道路陥没の防止、橋梁の落橋や床板抜け落ちの防止などの対策）がなされていないければ、命を守ることはできない。 また、例え無事に避難場所まで避難できたとしても、自助、共助による食料や飲み水、医薬品の備蓄には限界があり、やはり必要な救護や救護を受けるための輸送ルートの確保は、公助（行政）でしっかり支える必要があると考える。 また、こうした対応は災害が起こってからではなく、事前防災・予防減災の観点において平時から計画的に実施すべきと考える。 すでに国やいくつかの自治体では、こうした視点から国土強靱化地域計画や地域防災計画の一部を見直し、公助の支えとして空洞調査や橋梁床板の劣化診断といった路面下の危険について一元的な調査を通じて避難ルートや緊急輸送路の安全確保に取り組んでいると聞いている。 今回の静岡市における条例骨子（案）においても、市民及び事業者の命と暮らしを守り、自助、共助を支えるための交通・物流ネットワークの確保（避難ルートや緊急輸送路、市役所、駅、病院、消防署、警察署や避難場所といった市内重要施設に通じる道路や橋梁での空洞調査や橋梁床板劣化診断の実施等）について盛り込むことを提案する。 条例の策定にあたっては上述の観点も十分に考慮、検討され、市民及び事業者の自助、共助の取組をしっかりと支えるためにも、第４章 公助、１１．市の責務１の文章に加筆修正を加え、	市では、建物倒壊等により閉塞した道路から速やかに障害物を除去し緊急車両等の通行環境を確保するための訓練を行うなど、ご指摘の交通・物流ネットワーク確保の重要性を認識しています。 しかしながら条例におきましては、「１１市の責務 １」に基づき、本市における地域防災計画をはじめとする各種防災・減災対策を講じるうえでの重要な観点のひとつとして捉えていくことを想定しており、具体の条文として明記する予定はございません。 なお、ご意見は今後の防災・減災活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。

下記のように市の責務をより明確にすべきであると考えます。 1 市は、市民及び事業者の生命、身体、財産および地域の経済活動を災害から保護するため、国や周辺自治体の先進的な取組も参考にして総合的な防災・減災対策を立案するとともに、事前防災・予防減災の視点において平時より市民及び事業者の避難、救助、救援、復旧、復興に不可欠な道路・橋梁をはじめとする交通・物流ネットワークの安全を確保する責務を有します。	
---	--

意見⑩	対応・考え方
「静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例」骨子（案）に対する意見 直接的な自然災害の恐ろしさは言うに及ばず、それによる二次災害が重ねて及ぼす被害の甚大さは過去の大震災が証明しており、とりわけ「3.11」の爪痕は記憶に新しい。 これは、安全を軽んじ経済を優先させてきた施策がもたらした結果であり、愚かで思い上がった人類に大自然が与えた大いなる教訓として、我々はそれを謙虚に受け止め、反省し、今後の施策に反映させていかなければならないと、確信しています。 このような観点から、今般の静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例（以下、「条例」といいます。）の策定にあたり、一般市民にもパブリックコメントの機会を与えてくださいましたことに感謝申し上げますとともに、せっかくの条例が画竜点睛を欠き空文化することのなきよう原案の訂正方提案いたしますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。 <以下、訂正希望箇所と訂正案を列举します。> 2 定義 （１）内最後尾の「をいいます。」を、「と、それらにより生ずる二次災害をいいます。」に改める。 3 基本理念 （１）中段の「自らが守るという」の「と」と「い」の間に次の「ともに、自らが他の市民や事業者等に被害の拡大を及ぼす原因とならぬよう最善の対策を実施すると」を挿入する。 6 事業者の自助 （６）文頭の「事業所内」の次に「周辺の所管する」文言を挿入し、後段の「安全な管理方法を検討し、整備しておくこと。」を「安全対策を実施しておくこと。」に改める。 「１１市の責務」を「市の責務と権限」に改め、（１）後段の「総合的な防災・減災対策を立案する責務を有します。」を「総合的な防災・減災対策（以下、「対策」という。）を立案する責務と、この対策を実施する権限を有します。」に改める。 提案は、以上です。 なお、文中に不適切な用語や個所がありましたらご斟酌の上、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。	本条例で規定する「災害」は、異常な自然現象による被害を指し、ご意見にある二次災害を除くものではありません。 「自らのことは自らが守る」ことは自らが原因となる被害（ご意見の二次災害）防止に繋がるため、あらためて規定する予定はございません。 「事業所内」にはご指摘の文意を含みます。また、後段については、どちらも事前の備えを求めている表現と考えられますので修正は行いません。 対策を実施する権限につきましては、対策を必要とする事案に応じ異なりますので、修正は行いません。

意見⑪	対応・考え方
「静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例骨子（案）」に対するパブリックコメント 市民のいのち、安全に対する議会各位の真摯なご努力に感謝し、本条例の制定に賛成します。市勢、経済は低迷していると言われておりますが、市民のいのち（安全）が第一であり、経済発展の犠牲とならないようにするための条例として完成させてください。 以下に誤植（２項目）、意見（４項目）、追加項目（５項目）を記します。 １．条文の不備（誤植） １）「３ 基本理念」の「防災・減災は、（中略）その強化及び充実に図らなければなりません」は正しい文章になっていません。 ２）「６ 事業者の自助」までの細目番号は、（）であり、「７ 自主避難等」からは（）のない細目番号となっており、統一されていません。 ２．意見 １）本条例案は市（行政）が現在既に行っていることをまとめただけのように読めます。「条例」として明文化するのであれば、「市民のいのち」をすべてに優先するという積極的な姿勢が明記してください。静岡市に限らず、行政は経済を優先する傾向があります。これに対しても「いのち」を第一とすると明記すれば、本条例を制定する強い意図が感じられます。さらに、行政がこの条例の理念を冒すことを監視し、施策の方向を正すことが議会の役割であり、責任であります。 ２）「目的」では、「体制の構築を図り」と記していますが、理念を述べているだけで、本文中のどこにも具体的な「構築」が図られているようには読めません。	「防災・減災」を「２ 定義（２）」で定義づけており、市民、事業者及び市が連携し、防災・減災の強化充実に図らなければならないことを表しているため、原案のとおりとします。 骨子案では、条例の項（「項」は「条」の中の段落に相当します。）に当たる部分は（）を用いない数字で、号（「号」は条又は項の中で一定事項を列記するものです。）に当たる部分は（）を用いた数字で表記することとされており、統一を要するものではないため、修正は行いません。 条例名や前文にもあるように、防災・減災の推進により、災害から多くのいのちを守ることが本条例制定にかける思いであり、目的となっています。 この条例では、防災・減災の推進に関する基本理念並びに市民、事業者及び市の責務を定めます。また、市民の自主防災組織への参加、事業者や市の自主防災組織への

3)「前文」では、近海での巨大地震発生の危険性が明らかと記しています。そして、いつ起きるか分からない(想定外)の災害から多くのいのちを守ることを願うと記しています。一方、現在、市民生活が集中している JR 清水駅前に巨大火力発電所の建設が計画されています。この発電所の稼働が上記の想定外の自然災害による二次災害を引き起こすことに対して、市(行政)は無関心です。また、市が本年1月に作成した「環境影響評価技術指針」には、「安全」の項目がなく、市議会の質問に対しても「安全」項目の追加は考えていないと回答しています。さらに、市(行政)は「安全(危険性)」は環境影響評価法の対象外であるとしていますが、地域の安全を確保することが環境保全であるという「環境影響法 第一章第一条」に反しています。なお、市民の安全を重視している神奈川県、川崎市、横浜市、さいたま市、千葉市、名古屋市などは「技術指針」に「安全」の項目を明記しています。「安全」重視は「環境影響評価」の場だけでなく、市(行政)の基本理念、即ち、本条例の理念であります。本条例案の第4章11-1は、まさに、「市民のいのち、安全」を市(行政)の責務であると明記していると評価されます。 4)「減災」の意味として、第1章2(2)において、被害の拡大を防ぐこと、被害を最小限にとどめることと記されています。さらに、被災を覚悟して(被災を見越して)、その被害を少なくする事前の対策(被災対策)も大切です(静岡新聞「時評」2010年5月26日)。第2章5(2)の記述を超えて、例えば、ハワイでは、津波に対して一階部分をピラー方式(柱だけの構造)にするといった建築様式の改良が奨励されています。また、海水(塩分侵入)に強い蔬菜(野菜、果樹)、栽培方式の開発も必要です(上記時評)。 3. 条例への追加項目 1) 第4章11-5には、上記「2. 意見4)」に記した内容をも含めるべきです。	支援・協力、市に対する市民等との協力体制構築義務等の規定の実現をとおり、防災・減災対策に向けての協力体制が整うものと想定しています。 個別地域における防災・減災対策については、関係法令に基づき、適切に実施されるものと考えております。 なお、ご意見については参考として関係課に申し伝えます。 本条例は、災害に備えることにより、安心に暮らすことのできるまちの実現を図ろうとするものであり、事前対策については、条例全体に含まれているものと考えています。 なお、ご意見については参考として関係課に申し伝えます。 本条例は、災害に備えることにより、安心に暮らすことのできるまちの実現を図ろうとするものであり、事前対策については、条例全体に含まれているものと考えています。
--	--

2) 第4章 11-7として、上記「2. 意見3)」を考慮した以下の項目を加えるべきです。 「市（行政）による開発計画だけでなく、事業者による新規事業が二次災害を引き起こさないように、計画段階において、市民の安全を前提とした検討、審査を行わなければならない。」 3) 第4章 11-8として、上記「2. 意見4)」を考慮した以下の項目を加えるべきです。 「市（行政）は防災・減災のための研究開発を奨励し、積極的に援助、助成をせねばならない。」 4) 第4章 12-3として、上記「2. 意見1) 及び4)」を考慮した以下の項目を加えるべきです。 「市議会は防災・減災のための研究開発を奨励し、積極的に援助、助成の提言をせねばならない。」 5) 第4章 12-4として、上記「2. 意見1) 及び3)」を考慮した以下の項目を加えるべきです。 「市（行政）による開発計画だけでなく、事業者による新規事業が二次災害を引き起こさないように、計画段階において、市民の安全を前提とした検討、審査を行わなければならない。」	新規事業に関する防災・減災対策については、関係法令に基づき、適切に実施されるものと考えております。 「10 市の責務」として市民、事業者及び自主防災組織の活動への支援に努めるよう求めています。その支援の中には民間事業者に対する助成も考えられますが、ご提案も含め具体の支援内容については、この条例を踏まえ検討していくことになります。 市議会は議決機関であることから直接的に「奨励」することはしませんが、ご意見の内容も含め、必要な場合は「11 議会の責務」の規定に基づき市に対して提言を行うことを想定しています。 事業者による新規事業に関する防災・減災対策については、関係法令に基づき、適切に実施されるものと考えております。
--	--

意見⑫	対応・考え方
危険施設の防災対策 昨年、東燃ゼネラル（株）が清水区袖師に LNG 火力発電所の建設計画を発表して以来、清水港周辺に関心が高まりました。この地帯は地盤が弱い埋め立て地であり、無数の LNG タンク、石油タンク、LNG 基地が並ぶコンビナート地区であること、予想される南海トラフ大地震が襲えば、大火災が心配される危険地帯であることを知り愕然としました。特に想定すべき最悪の事態は、LNG 基地を巨大津波がおそい、タンク本体とその周辺の配管の亀裂やタンカーの陸揚げ・沈没からガス漏れとなり、爆発からの大火災が清水区全土に及ぶ可能性です。しかしその対策について、事業者・行政から納得できる説明がなく不安は募るばかりです。市の防災課との話し合いで、現在ある施設についての防災対策は、法的な関係で行政の権限が及ばないことが明らかになりました。何のための行政か、存在意義を考えさせられました。その意味で今回の防災・減災の推進に関する条例の制定は、大いに期待しております。企業に任せるだけの防災対策では、私たちの命、財産を守ることはできません。 行政に求められているのは、災害が起きてからの対策より、未然に防ぐ対策です。 条例の骨子は、その理念を柱とし、もっとも危険地区である清水コンビナート地区に目を向けたものであってほしい。現在ある危険施設の防災に関わるだけでなく、新たな危険施設の建設を許さない厳しい条例でなくては、私たちの不安が解消できません。 LNG 火力発電所建設計画における環境配慮委員会の中に安全についての項目がなく、十分な審議がなされませんでした。その過程で川崎市の安全に関する条例が、静岡市よりはるかに厳しいことを学びました。 各地のコンビナート地区における条例を参考にするのは勿論ですが、それを超える市民の命、健康、財産を第一に考え、市民が安心して暮らす条例の制定を目指してください。 尚、計画中の清水 LNG 火力発電所は、清水区の災害リスクを高めるだけの無謀な計画です。 この計画の実現は、清水の 100 年の計を過つものです。 防災・減災の推進に関する条例の制定が、清水 LNG 火力発電所の建設計画中止につながることを心より願っております。	この条例では、災害に強く安心に暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めています。事業者に対しては建築物の耐震化や危険物の適正管理等を求めているところですが、地域や業種等の個別特定の防災・減災対策については、関係法令に基づき、適切に実施されるものと考えております。 なお、ご意見については参考として本市の関係課に申し伝えます。

意見⑬	対応・考え方
LNG タンカーの危険性の解消のお願い LNG タンカーが清水港に接岸中に南海トラフ地震が起きると、5分ぐらいで津波が来るので離岸できずにそのまま、津波を受け、転覆、破壊等で LNG が漏れると大事故になる可能性があります。 最悪の場合、大爆発により 10 万人規模の犠牲者がでる可能性があります。 更に約 200m しか離れていない 16 万 KL、9 万 KL、8 万 KL の LNG タンクの屋根が吹き飛び更なる大火災になっていきます。 管理している清水 LNG（株）の話では、接岸中のタンカーの安全性は、タンカーのシミュレーションをして、安全だったと言っています。 それは、日本海洋科学という会社で、海上保安庁が第 4 次地震津波想定に基づいて行った海流のシミュレーションデータを使い、行ったものの由です。 安心したいので、それを見せて欲しいと懇願しましたが、悪用される恐れがあるという理由で拒否されました。何か弱点があると推測せざるを得ません。 その海上保安庁のシミュレーションデータはインターネットで公開されていますが、清水港の内と外を隔てる外港防波堤は健全であるということでシミュレーションされています。 清水港管理事務所の話では、外港防波堤は震度 7 や、東北大震災の津波のようなものには耐えるかどうかかわからないと言っています。 外港堤防が壊れれば、津波は、より直接、タンカーに襲いかかるでしょう。 静岡県や清水の津波浸水区域図は全ての堤防が壊されたことを前提条件としてシミュレーションされています。それで私たちも、津波浸水図に、かなりの信頼性を持って、それより安全な余裕のある地域に避難すれば良いという判断を持てるのです。 従って、海上保安庁も外港堤防はないものとしてシミュレーションし、日本海洋科学もそれに従いやり直さなければならないはずです。 日本海難協会で「清水港における LNG タンカーと津波についてのシミュレーション結果、2.5m の津波で、係留索が破断し、船体漂流する可能性がある」と発表しています。(2012 年) その時にいかに不安定な状況にあるかということが解ってきます。	この条例では、災害に強く安心に暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めています。事業者に対しては建築物の耐震化や危険物の適正管理等を求めているところですが、地域や業種等の個別特定の防災・減災対策については、関係法令に基づき、適切に実施されるものと考えております。 なお、ご意見については参考として本市の関係課に申し伝えます。

一方で、もし 10m の津波が来ると沈没、転覆、陸上乗り上げ等の事故となるという説があります。

今現在、LNG タンカーの安全性は何も誰も保証していないことになります。

1 回のタンカーの接岸時間は約 24 時間で、現在は 18 日ごとに来ていますが、LNG 火力発電所が出来ると 8 日に 1 回、来るようになります。

南海トラフ地震が起きた時、タンカーが接岸している可能性は 1 / 8 ということになります。

昨年、震災後 4 年半経過した東北の状況を見てきましたが、ものすごい大工事が行われていて、まだまだ完全な復興までには時間と費用が掛かると思われました。

その人的物的被害損失、その後の大工事の費用を考えたら、事前の改良で被害を防ぐ方が遥にすべての面で引き合うと考えます。

東海、南海トラフ地震は、東北大震災、阪神大震災と大きく違うと思われます。

それは東北大震災より地震の強さが遥かに大きく、津波の来襲が早いということです。

阪神大震災は、同じ直下型であっても、マグニチュード 7、と 9 で遥かに大きく、さらに津波が来るとということです。

ですから、東北、阪神の事例を参考にするのは当然ですが、それにこの違いに対応できるシステムでなければ、大災害は防げないと思います。

予想で震度 7 で揺れるといっても、震度 7 は無限大まで含みますから、震度 8 と言うのはありませんが、それに相当するような揺れもあるのではないのでしょうか。

どうか、これらの状況をつぶさに調査検討し、対策を行っていただき、子孫も安心して暮らせる清水にさせていただくよう、切にお願いします。

意見⑭	対応・考え方
清水港周辺のタンク群の危険性の解消のお願い 現在、清水港周辺の埋め立て地には約 130 本以上の大小、種類さまざまなタンクがあります。 これらの殆どのタンクが震度 6 強～7 の揺れにさらされ、すべてが液状化大の地域です。 清水は地震から津波来襲までの時間が短いので、避難できない人が数多く出てしまい、11,000 人の犠牲者が出るという予想が発表されています。 しかし、更に、タンクの幾つかが油漏れを起こし火災を起こしたら、何倍にも犠牲者が増えるでしょう。 タンク 1 本なりとも油漏れからの火災を起こしてはいけません。 この時の消防能力は、浸水状態、人員、道路、橋の壊落等で、ゼロに近いと思われます。 全国からの消防隊が駆けつけても、その時はもはや、犠牲者には届かないでしょう。 この火災は他の無傷のタンクへも波及し、その周囲が火の海になれば、事業体も避難するのが精一杯で LNG タンクは無制御になり、常時発生するガスの処理ができなくなれば大火災となります。 そうなればガソリンタンクへも波及します。 ものすごい大火災となり、ここにあるエネルギーのすべてを燃えつくすまで続くでしょう。 もしここに LNG タンカーが接岸していたら。。。。。 これ以上言うべき言葉ありません。 東海、南海トラフ地震は、東北大震災、阪神大震災と大きく違うと思われます。 それは東北大震災より地震の強さが遥かに大きく、津波の来襲が早いということです。 阪神大震災は、同じ直下型であっても、マグニチュード 7、と 9 で遥かに大きく、さらに津波が来るということです。 ですから、東北、阪神の事例を参考にするのは当然ですが、それにこの違いに対応できるシステムでなければ、大災害は防げないと思います。 予想で震度 7 で揺れるといっても、震度 7 は無限大まで含みますから、震度 8 と言うのはありませんが、それに相当するような揺れもあるのではないのでしょうか。	この条例では、災害に強く安心して暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めています。事業者に対しては建築物の耐震化や危険物の適正管理等を求めているところですが、地域や業種等の個別特定の防災・減災対策については、関係法令に基づき、適切に実施されるものと考えております。 なお、ご意見については参考として本市の防災・減災対策を担う関係課に申し伝えます。

地震でこわされるタンクがあれば火災の発生につながります。 又、液状化で傾き壊れるものがあり、更に津波が襲えば破壊されるものが増し、さらに津波に乗ってくる漂流物（船、コンテナ一等）で破壊され、大量の油が流出する可能性があります。 現在、県行政は津波浸水深以外のこれらの事項に全く考慮していないようです。 東北大震災で気仙沼のタンク 22 本、（重油、ガソリン、エタノール等）が流され、がれきと共に大火災を起こし、それが陸上のがれきや森林等に燃え移り次々と 20 日以上にわたり火災を起こしました。しかし、人々は、津波が来る前に避難していましたので、この火災による犠牲者はありませんでした。 又、地震でいくつかのタンクが、壁が折れ曲がり、象の足といわれる状態になったものがありましたが、震度 7 で揺られたら、完全に破壊し、大量の油漏れを起こしていたでしょう。 昨年、震災後 4 年半経過した東北の状況を見てきましたが、ものすごい大工事が行われていて、まだまだ完全な復興までには時間と費用が掛かると思われました。 その人的物的被害損失、その後の大工事の費用を考えたら、事前の改良で被害を防ぐほうが遥かにすべての面で引き合うと考えます。 どうか、これらの状況をつぶさに調査検討し、対策を行っていただき、子孫も安心して暮らせる清水にさせていただくよう、切にお願いします。	
---	--

意見⑮	対応・考え方
第4次被害想定使い方についてのお願い 第4次南海トラフ地震津波想定で県の津波浸水域の想定図の但し書きには「これ以上の波が来ることがある」と記載されています。 あくまでも参考値とし、更に安全を考慮したシステムを作るようにすることを余儀なくされているのです。 従って、津波避難ビルも津波到達予想高さに対して2～3倍の安全性を考えて指定されています。 このように想定値はあくまで参考値として使い、実際の適用は安全性を考慮して余裕を持って使うべきものだと思います。 現在、行政はいろいろなところで安全性を確かめるとき、基準として使ってはいけない想定を基準として使い、判断しているようです。 ポイントは、想定値に対し何倍の安全率を掛けるかということです。 一般的には民生機器では2倍以上ですが、産業用や重要なものは3～4倍以上を採用しています。 行政のある部門が地震の想定をして、他の部門がその使い方を間違えるのは本当におかしなことです。 (最近、静岡市の津波浸水区域図では、この但し書きがなぜか削除されたようです。) 海溝の陸側の海底の地すべりで津波が増強されるという説がありましたが、又、焼津の地質調査でそれが確認出来たというニュースが出ました。 やはり十分な余裕を持ってこのデータを使うべきだと確信しました。 例えば、県は清水コンビナート防災特別区の危険タンクはすべて、第4次想定に基づいて調査して津波浸水深が3m以内だから安全と判断しています。 しかし、十分な余裕を持った安全性を考慮すれば今現在、殆どのタンクは危険だと判断し対策を立てなければならなくなると思います。 万一油漏れが起きて火災が発生した時の被害の甚大さを考えれば、安全率を掛けなければとても安心できません。 そして、L1、L2と2種類の津波を使い分けているのは全く理解できません。 大きなほうで対策をしなければ意味がありません。	災害からいのちを守り、被害を最小限にとどめるためには、正しい知識に基づく準備が不可欠です。このため条例骨子（案）では、5（1）、13－1等で市民及び市の職員に対し、知識の習得を求めています。 なお、ご意見いただいた具体の事例については、今後の防災・減災活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。

東海、南海トラフ地震は、東北大震災、阪神大震災と大きく違うと思われます。

それは東北大震災より地震の強さが遥かに大きく、津波の来週が早いということです。

阪神大震災は、同じ直下型であっても、マグニチュード7、と9で遥かに大きく、さらに津波が来るということです。

ですから、東北、阪神の事例を参考にするのは当然ですが、それにこの違いに対応できるシステムでなければ、大災害は防げないと思います。

予想で震度7で揺れるといっても、震度7は無限大まで含みますから、震度8と言うのはありませんが、それに相当するような揺れもあるのではないのでしょうか？

すべて、大地震と、津波が短時間の間に起きる事を想定して対策を行うべきだと思います。

特に港湾では、片方だけがクリアすればいいものではありません。

中途半端な調査や対策は、東北、田老の堤防の二の舞になると思います。

どうか、これらの状況をつぶさに調査検討し、対策を行っていただき、子孫も安心して暮らせる清水にしてください、切にお願いします。